

令和８年度高松市長ＹｏｕＴｕｂｅ広報動画制作業務
プロポーザル実施要領

令和８年８月
高松市政策局広聴広報・シティプロモーション課

1 業務の目的

高松市が持つ価値や魅力、将来展望などを市長自らPRする映像を制作することでシビックプライドの醸成につなげるとともに、市内外に広く発信して、視聴者が本市に関心を持つきっかけとなるような動画制作を行う。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和8年度高松市長Y o u T u b e 広報動画制作業務

(2) 業務の内容

別紙「令和8年度高松市長Y o u T u b e 広報動画制作業務仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和8年12月28日まで

(4) 業務の履行場所

広聴広報・シティプロモーション課指定場所

(5) 提案上限額

上限額 440,000円（制作費、使用料、出演料、交通費、謝礼他、制作に係る一切の費用に消費税及び地方消費税を含んだ額）

この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであり、最終的な実施内容、契約金額については、高松市と調整した上で決定します。

3 参加資格

本プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者としします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 公表の日から契約締結の日までの間に、高松市指名停止等措

置要綱（平成２４年高松市告示第４０３号）による指名停止の措置を受けている者でないこと。

（３） 破産法（平成１６年法律第７５号）の規定による破産手続開始の申立て（同法附則第３条に規定する申立てを含む。）がなされている者でないこと。

（４） 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

（５） 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

（６） プロポーザル参加表明の提出日において納期の到来した市税、法人税（参加表明者が個人の場合は所得税）並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

４ スケジュール

内 容	年 月 日
プロポーザルの公表	令和８年８月３１日（月）
プロポーザル関係書類の配布期間	令和８年８月３１日（月）から 令和８年９月１４日（月）まで
参加表明書の提出期限	令和８年９月１４日（月）午後５時まで
参加資格の審査結果の通知	令和８年９月１８日（金）まで
プロポーザルに対する質問の受付期間	令和８年８月３１日（月）から 令和８年９月１４日（月）午後５時まで
プロポーザルに対する質問の回答期限	令和８年９月１８日（金）まで
提案書等の提出期限	令和８年９月３０日（水）午後５時まで
プレゼンテーション及びヒアリングの実施	令和８年１０月上旬（予定）
審査結果の通知	令和８年１０月中旬（予定）
契約の締結	令和８年１０月中（予定）

5 配布資料及びその配布方法

(1) 配布資料

ア 令和8年度高松市長Y o u T u b e 広報動画制作業務プロ
ポーザル実施要領

イ 仕様書

ウ 提出書類様式

(ア) 参加表明書(様式第1号)

(イ) 会社概要書(様式第2号)

(ウ) 業務実施体制及び実績調書(様式第3号)

(エ) 辞退届(様式第4号)

(オ) 質問及び回答書(様式第5号)

(カ) 提案書(鑑)(様式第6号)

(キ) 見積書(様式第7号)

(ク) 提案書の公開に係る意向申出書(様式第8号)

(ケ) 誓約書(様式第9号)

(2) 配布方法

高松市ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/sections/proposal/r8/kohyo/shichomovie.html>

6 参加表明書の提出

(1) 提出書類

ア 参加表明書(様式第1号)

イ 会社概要書(様式第2号)

ウ 業務実施体制及び実績調書(様式第3号)

エ プロポーザル参加表明の提出日において納期の到来した市税、法人税(個人の場合は所得税)並びに消費税及び地方消費税を滞納していないことが証明できるもの(写し可。ただし、提出日から1か月以内に発行されたものに限る。)

※ 令和8年～10年高松市物品・委託・役務の提供等競争入

札参加資格者名簿に登載されている者は提出不要です。

※ 上記名簿に登載されていない者について、提出が必要な書類は、次のとおりです。

区分	法人	個人
市内企業、準市内企業	a、b、c	b、d
高松市内に事務所・事業所がある市外企業	b、c	b、d
高松市内に事務所・事業所がない市外企業	c	d

a 営業証明書

委任先が高松市内の場合：委任先の住所の営業証明書

委任先は高松市外で、本社が高松市内の場合：本社の住所の営業証明書

b 高松市税滞納無証明書

課税されている高松市税（全税目）の納期到来分についての証明が必要です。

c 納税証明書その3の3（その3でも可）（法人税と消費税及び地方消費税について未納税額のない旨の証明書）

この証明書は、免税事業者も発行されます。

d 納税証明書その3の2（その3でも可）（所得税と消費税及び地方消費税について未納税額のない旨の証明書）

この証明書は、免税事業者も発行されます。

オ 誓約書（様式第9号） ※個人事業主のみ

※ 市内企業・準市内企業・市外企業の定義

令和8年～10年 高松市物品・委託・役務の提供等競争入札参加資格審査申請要領より、一部抜粋。

市内企業	法人にあつては主たる事務所の所在地が高松市内である法人で、地方税法第317条の2第8項の規定に基づき、高松市内に事務所又は事業所を有する法人である旨の申告がなされているものを、個人にあつては住民票の住所が引き続き1年以上高松市内である者で、高松市内に事務所を有するものをいう。
準市内企業	法人にあつては主たる事務所の所在地が高松市外である法人で、従たる事務所の所在地が高松市内で、契約の締結等の権限を当該事務所に委任し、

	かつ、地方税法第317条の2第8項の規定に基づき、高松市内に事務所又は事業所を有する法人である旨の申告がなされているものを、個人にあっては市内企業に該当しない者であって、高松市内に事務所を有するものをいう。
市外企業	市内企業、準市内企業のいずれにも該当しない者をいう。

(2) 提出部数

「(1) 提出書類」のアからオまでについて各1部

(3) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は配達記録の残る方法に限る。）

(4) 提出期限

令和8年9月14日（月）午後5時まで【必着】

※ 受付時間は、提出期限までの市の執務時間（日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日及び土曜日以外の日の午前8時30分から午後5時まで）とします。

※ 郵送の場合は、提出期限までに到着したものに限りします。

(5) 提出先

〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号

高松市政策局広聴広報・シティプロモーション課

（担当：岡田、宇佐美）

(6) 参加資格に係る審査結果の通知

参加表明者の参加資格の有無を、令和8年9月18日（金）までに通知します。提出期限までに参加表明書等が提出されなかった、又は到着しなかった場合若しくは参加資格を有する旨の通知を受けなかった場合は、提案書を提出することができません。

(7) 参加表明書提出後の辞退

参加表明書等を提出した後に、参加を辞退する場合は、辞退届（様式第4号）を提出してください。

7 質問及び回答

質問の受付期間及びその方法

本要領に基づくプロポーザルに関し質問がある場合は、令和8

年 9 月 1 4 日（月）午後 5 時までに、「質問及び回答書」（様式第 5 号）に質問事項等を記載の上、電子メールにより提出してください。受付期間内であれば、複数回の送付も可とするが、可能な限り 1 回にまとめてください。

（１） 受付期間

令和 8 年 8 月 3 1 日（月）から 9 月 1 4 日（月）午後 5 時まで

（２） 提出先

高松市政策局広聴広報・シティプロモーション課

（担当：岡田、宇佐美）

メールアドレス：pr_c@city.takamatsu.lg.jp

（３） 質問に対する回答

質問に対する回答は、その都度、質問者に対して電子メールで行うとともに、質問者を特定できない形で、その内容を市ホームページに掲載します。

プロポーザルに参加をする者は、この回答の内容を確認の上、提案書を提出しなければなりません。提案書を提出した者は、回答を確認したものとして審査を行います。

8 提案書等の提出

（１） 企画提案書等の作成要領

企画提案書は企画提案者 1 者につき 1 点の提出とし、その構成等は下記のとおりとします。

なお、提出期限以降の見積書の金額訂正、書類の差替、追加提出は認めません。

ア 体裁

A 4 判縦長用紙を用いて横書両面で作成し、図面等補足資料が A 3 用紙の場合は、A 4 判に折り込むこととする。また、文字は 1 2 ポイント程度とする。

イ 表紙

表紙は、題名に「高松市長 Y o u T u b e 広報動画制作業務に

関する企画提案書」と記述し、提出日、企画提案者名も記述すること。

ウ 構成

別添「高松市長Y o u T u b e 広報動画制作業務仕様書」を熟読の上、後記9の評価と項目と観点に留意し、企画提案書を作成してください。

なお、企画書には、次の項目を必ず記載してください。

- ・番組タイトル案及び概要
- ・企画コンセプト
- ・番組構成についてのシナリオ案
- ・制作本数
- ・撮影する機材、場所の一覧
- ・制作体制
- ・動画制作の実績（実績名・動画の概要・サムネイル・URL）

（２） 提出書類と提出部数

ア 企画提案書

正本１部、副本６部、

イ 見積書（様式第7号）正本１部

- ・任意様式とする。税込価格を記載し、消費税及び地方消費税の内訳を記載すること。
- ・件名は「高松市長Y o u T u b e 広報動画制作業務」とすること。

（３） 提出方法

郵送（配達証明付）又は持参

（４） 提出期限

令和8年9月30日（水）午後5時まで

※ 受付時間は、提出期限までの市の執務時間（日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日及び土曜日以外の日の午前8時30分から午後5時まで）とします。

※ 郵送の場合は、提出期限までに到着したものに限りします。

(5) 提出先

〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号

高松市政策局広聴広報・シティプロモーション課

(担当：岡田、宇佐美)

9 評価の項目と観点

提案書の審査における評価項目及び観点は次のとおりです。

項目		点数	観点
1	企画内容	(60点)	多くの人の興味を引く企画であり、創意工夫やアイデアなど特筆すべき提案となっているか。
2	動画制作	(25点)	撮影手法や映像効果などを用いて訴求力を高める構成となっているか。
3	業務遂行能力	(10点)	動画制作の実績、人員体制等は十分であるか。
4	提案価格	(5点)	見積価格は安価か。

10 審査の方法

(1) 審査委員会の設置

本プロポーザル業務に当たり、公平性、透明性、客観性等を確保するため、「高松市長YouTube広報動画制作業務プロポーザル審査委員会」(以下「審査委員会」)という。)を設置し、受託候補者の選定基準の決定及び受託候補者の選定を行います。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

提案書等のプレゼンテーション及びヒアリングは、上記9に基づき、審査・採点を行い、提案評価第1位通過者を選定します。なお、審査は非公開とします。

ア 実施時期

令和8年10月上旬

※詳細な日程及びその会場については、別途、提案者に通知します。

イ 所要時間

事業者当たり 30 分以内

(提案内容の説明 20 分、質疑応答 10 分)

ウ 実施方法

提出した企画提案書等を基に、プレゼンテーションを行ってください。企画提案書等と異なる内容及び追加資料の提出は認めません。

エ 実施環境

プレゼンテーションに必要な機器（モニター、HDMI ケーブル）は高松市が準備します。上記以外に必要なものについては、企画提案者が準備してください。

オ 実施体制

会場に入場できる者は説明者を含め 3 名までとします。

(3) 結果通知

令和 8 年 10 月中旬

審査結果は有効な企画提案者等の提出者に対して、参加表明書（様式第 1 号）に記載された電子メールアドレス宛に通知します。

1.1 受託候補者の選定

(1) 上記 9 に示す審査の観点から、総合的に公平かつ客観的な審査及び評価を行い、審査項目ごとの評価を点数化し、総合点が評価点全体の 6 割以上であって、最も総合点の高い提案者を受託候補者に選定します。

(2) 審査結果については、全ての提案者に対して、次の事項を通知するものとします。

ア 業務名

イ 受託候補者の商号又は名称

ウ 当該提案者の総合点

エ 提案者全ての総合点

受託候補者以外の提案者については、提案者を特定すること

ができない表記とします。

オ 審査委員会における審査日

(3) 審査結果の公表

提案者への審査結果の通知後、高松市ホームページに、次の事項を公表するものとします。

ア 業務名

イ 受託候補者の商号又は名称

ウ 提案者全ての総合点

受託候補者以外の提案者については、提案者を特定することができない表記とします。

エ 審査委員会における審査日

(4) 11 (3) 審査結果の公表を除く、審査委員会の審議内容、審査での各企画提案者の得点、プレゼンテーション内容等、一連の審査内容については全て非公開とします。

(5) 受託候補者との契約締結に係る協議の結果、合意に至らなかった場合、又は受託候補者と決定した提案者に14 (3)に掲げる失格事項が生じた場合は、次点の提案者を契約の相手方として、契約締結に関する協議を行います。

12 契約の締結

(1) 契約

受託候補者と当該業務に係る契約内容及び仕様等について協議を行い、その内容について合意をしたときは、必要に応じ当該業務に係る仕様書を修正の上作成するものとします。その後、仕様書（修正した仕様書を含む。）に基づき見積書を徴取し、その額が予定価格の範囲内であるときは、随意契約の方法により契約を締結します。

(2) 契約保証金

不要（根拠：高松市契約規則第24条第7号）

(3) 委託料の支払条件

完了払いとし、本業務の検収後、正当な請求に基づき支払います。

1 3 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は、返却しません。
- (2) 提出後の書類に係る差替え、追加及び削除は認めません。
- (3) 提案書等の著作権は、当該提案書を作成した者に帰属するものとします。ただし、提出された提案書等の全部又は一部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）する許諾を、作成者は本市に与えるものとします。
- (4) 提出された書類については、本市は、高松市情報公開条例（平成12年高松市条例第39号）の規定に基づき、公開請求があった場合、その内容の全部又は一部を公開することがあります。また、その場合は、著作権法（昭和45年法律第48号）第18条第3項第3号に基づき、提出された書類のうちの著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、又は提示することについて提出者が同意したものとみなされます。

この同意をしない場合は、その旨の意思表示が必要となります。

1 4 その他

(1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、プロポーザルへの参加に伴い必要となる経費は全て参加者の負担とします。

本市がやむを得ない理由等によりプロポーザルを実施することができないと認めるときは、プロポーザルの実施を中止し、又は取り消すことがあります。その場合において、参加者は、本プロポーザルに要した費用を本市に請求することはできません。

(3) 失格事項

次のアからエまでに掲げる場合（以下「失格事項」という。）
のいずれかに該当した場合は、その者を失格とします。

プロポーザルへの参加者又は受託候補者と決定した提案者に失格事項が生じた場合は、プロポーザルの参加資格を有する者としての決定又は受託候補者の決定を取り消します。このことにより参加者又は受託候補者に損害が生じた場合にあっても、本市はこれら損害について一切の負担をしません。

- ア 参加資格要件を満たしていない場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- エ 参考見積書の金額が、提案上限額を超過していた場合

1 5 周知事項等

(1) 高松市指名停止等措置要綱別表第26号の運用基準

平成24年6月1日から、高松市指名停止等措置要綱の別表の措置要件第26号にある「業務に関し不正又は不誠実な行為」について、これに該当する行為を次のとおり定め公表しています。御留意ください。

高松市指名停止等措置要綱別表第26号を適用し指名停止をする場合の運用基準(抄)

- 1 要綱別表第26号の「不正又は不誠実な行為」とは、中央公共工事契約制度運用連絡協議会による「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの運用申合せ」の例によるもののほか、有資格業者である個人又は有資格業者の役員若しくは使用人の、その業務に関する次に掲げる行為その他の著しく信頼関係を損なう行為をいう。
 - (1) 予定価格、最低制限価格等の秘密情報の提供を要求する行為等入札の公正を害すべき行為
 - (2) 入札に参加するに際し担当職員の指示に従わない等入札の秩序を乱す行為
 - (3) 監督又は検査の実施に当たり市職員の職務執行を妨げる行為
 - (4) 市職員に対する脅迫的な言動又は暴力的な行為
 - (5) 執拗な抗議等を行い、市職員の執務を妨害する行為
 - (6) 暴力団等から不当要求行為を受けた場合の報告義務違反
 - (7) 市職員による経理上の不正又は不当な行為への関与

市では、受託者（市との契約の相手方）が暴力団等から不当要

求行為を受けた場合や当該不当要求行為による被害を受けた場合の、市への報告と所轄警察署への届出等を契約書において受託者の遵守事項として定め、市が発注する物品の買入れ等からの暴力団等の排除対策の強化を進めています。詳しくは契約監理課ホームページを御参照ください。

(もっと高松ホームページ

(<https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/>)»事業者の方»入札・契約情報»契約監理課ホームページ)

(3) 周知事項

売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し専ら当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思料するときは、市の内部公益通報制度により通報することができます（同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要があります。）

⇒メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@nifty.com

書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会

※ 市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、契約監理課ホームページに掲載しています。

(4) 適正な労働条件の確保

労働関係法規を遵守及び適正な労働条件の確保に関しては、次によること。

ア 所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の施工や業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週40時間（特別措置の適用を受ける事業にあつては、週44時間）を遵守すること。また、時間外、休日及び深夜（午後10

時から翌日の午前５時まで）に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。

イ 雇入れの日から起算して６か月間継続勤務し、全労働の８割以上出勤した労働者に対して、最低１０日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイマー労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。

ウ 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。

エ 賃金は毎月１回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。賃金については、最低賃金法の定めるところにより最低賃金額以上の額を支払うこと。

オ 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。

カ アからオまでに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。